

ブラジルリアル建て個人向け外貨定期預金規定

個人向け外貨定期預金のうち、ブラジルリアル建ての外貨定期預金（以下「この預金」といいます。）については、当行の「個人向け外貨定期預金規定」にかかわらず、この規定を適用させていただきます。

1.（申込み・預入れ）

- （1）この預金は、当行所定の方法により申込条件や申込期間などをご案内する募集型の預金です。申込みは、その都度、この預金の商品内容、リスクおよび重要事項等を十分に理解し、自己の判断と責任において、当行所定の時期、方法により行ってください。ただし、預入れの可否については、当行の判断に従うものとします。なお、この預金の預入れは日本国内に居住する方に限らせていただきます。
- （2）お客さまの都合による申込みの取消しは、申込期間中に限り行うことができます。
- （3）市場環境の急変その他の事由により、この預金の取扱いを中止し、以後申込みを受付けないことがあります。また、既に受付けた申込みであっても、取引不成立とさせていただくことがあります。
- （4）預入れは、申込日または申込日の翌営業日にあらかじめ指定された預金口座から引き落としした申込金額を、当行所定の方法により保管のうえ、預入日に預入金額に充当する方法により行うものとします。
- （5）申込金額が円貨の場合、申込金額の外国通貨への換算は、預入日における当行所定の外国為替相場を適用するものとします。
- （6）上記（4）の引き落としが行われた日から預入日の前日までの日数について利息は付かないものとします。

2.（自動継続）

- （1）この預金は、ステートメント記載の満期日（営業日以外の日に該当する場合、翌営業日を当該日とします。また、継続された場合の継続日（満期日）についても同様とします。以下同じです。）に従前と同一の期間のブラジルリアル建て個人向け外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。この規定において、営業日とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- （3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じです。）の前営業日の当行所定の時限までにその旨を取扱店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後の営業日（取引日）に支払います。

3.（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、ステートメント記載の利率（継続後の預金については前記2.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって単利の方法で計算します。
- （2）この預金の利息は、前記（1）に基づき計算し、継続日（継続前の預金の満期日）に元金に組入れて継続します。ただし、お客さまから前記2.（3）に基づく継続停止の申出があった場合、または当行がやむをえないものと認めてこの預金の継続を停止した場合を除きます。
- （3）継続を停止したときのこの預金の利息は、前記（1）に基づき計算し、満期日以後の営業日（取引日）にこの預金とともに支払います。

- (4) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、当行所定の利率によって計算し、この預金および前記(3)の利息とともに支払います。
- (5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金につきその満期日前の中途解約に応じる場合、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は、原則として預入通貨の1補助通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (満期日前の中途解約)

この預金は、原則として満期日前の中途解約はできません。

5. (解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。

6. (保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)

(1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の用紙に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
- ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行所定の利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率等は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. (個人向け外貨預金共通規定等の適用)

この預金は、この規定のほか、個人向け外貨預金共通規定、申込書その他この預金の取扱いに関して当行が定めた関連諸規定の定めを適用します。

以上

実施日：2020年3月16日